

次期通常国会提出予定の知的財産関連法案等

平成15年1月
経済産業省

法改正等の趣旨

「知的財産戦略大綱」及び「知的財産基本法」に示された知的財産の「創造」、「保護」、「活用」及び「人的基盤の充実」の様々な課題のうち、早急に対応すべき特許審査、審判制度、営業秘密及び企業戦略の関連事項について以下のような対応を行う。

特許法等の改正

1. 特許審査関連制度の改革

(1) 迅速かつ的確な特許審査を実現するため、以下の改正を行う。

コスト負担の不均衡を是正し、適正な審査請求を促す特許関係料金体系の見直し
出願者の不要コスト削減の観点から審査請求を取下げた際の手数料返還制度の導入

(2) 国際的な特許取得の円滑化の実現のため、以下の改正を行う。

一つの特許出願にまとめられる複数の発明の範囲に関する基準の見直し
国際条約に基づき、世界特許の実現に向けて全ての締約国への出願手続を簡素化する制度の導入

(3) 大学及び公的研究機関の特許関連料金の減免措置の見直しを行う。

2. 特許等の審判制度の改革

特許権等に関する迅速かつ的確な紛争処理の実現のため、以下の改正を行う。

特許の有効性を争う二つの制度(異議申立制度と無効審判制度)の統合・一本化
紛争処理の長期化の一因である特許庁と東京高裁の間での事件の往復を避けるべく、特許の訂正機会を制限するとともに、審理の早期段階で高裁から特許庁に差し戻せる手続を新設する。

不正競争防止法の改正

1. 営業秘密の刑事的保護

(1) 営業秘密の不正な取得・使用・開示について、違法性の高い行為に絞り込んで刑事罰を設ける。

営業秘密の定義、不正行為の目的、処罰対象者の限定等により、内部告発の自由、取材・報道活動の自由及び職業選択の自由を担保。

(2) 刑事訴追については、被害者の意思にかからしめる親告罪とする。

2. 民事的保護の強化

不競法関連の民事訴訟における侵害行為及び損害額の立証容易化を図る。

3. ネットワーク化に対応した不正競争行為の概念規定の明確化

商品等表示を不正に使用したプログラム等のネットワークを活用した提供についても不正競争行為に該当するよう明確化する。

企業戦略のための「参考となるべき指針」

知的財産を核とした企業戦略のための「参考となるべき指針」として、以下の指針を策定する。

(1) 知的財産取得・管理指針

知的財産戦略が存在する企業の特許等の取得・管理の実態を分析し、事業戦略、研究開発、知的財産戦略を三位一体で行う上でのポイントを提示。

(2) 営業秘密管理指針

営業秘密が法律上の保護を受けるために必要な「ミニマムの管理水準」、紛争の未然防止等のための「望ましい管理水準」等を提示。

(3) 技術流出防止指針

欧米等の先進企業例を参考に、意図せざる技術流出の防止のための対策事例を提示。

对中国模倣品・海賊版対策官民合同ミッション結果概要

日時・場所:

平成14年12月1日～7日 於: 北京、浙江省杭州市、広東省広州市

ミッションメンバー

団 長: 森下 洋一 国際知的財産保護フォーラム座長
(松下電器産業(株)代表取締役会長)

政府代表: 西川太一郎 経済産業副大臣

メンバー: 電気電子、自動車、化学、ソフトウェア、化粧品などの業種横断的な
25の民間企業・団体の代表者(代表取締役、役員等)及び内閣官房、外務
省、文部科学省及び経済産業省の政府関係者等総勢約90名が参加

内 容:

- (1) 以下に掲げる中央政府機関・地方政府機関幹部を訪問し、日本企業の被害の状況を説明するとともに、制度・運用面での一層の改善、特に地方レベルでの改善を要請
中央政府: 国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部、国家発展計画委員会、国家工商行政管理総局、国家質量監督検疫総局、国家版權局、国家知識産権局の知的財産制度・取締関連機関(閣僚級・次官級等)
上記各機関の地方機関等(浙江省、広東省)
- (2) 杭州市、広州市では、あわせて日中経済協会と中国国家経済貿易委員会との共催で知的財産保護の重要性について理解を得るため当該地域の消費者及び取締機関職員を対象とするセミナーを開催し、産業界から具体的な被害を説明するなど包括的な活動を実施

今後の進め方

今後とも粘り強くこの種のアプローチを続けることが重要。経済産業省としては平成15年度予算案に国際知的財産フォーラム支援事業費として約1億円を計上しているところ。今回のミッションを新たな対中国の模倣品・海賊版対策の始まりと位置づけ、官民で一層の連携を取りつつ、フォローアップなどを行う予定。